

北沢三・四丁目地区

●地区街づくり計画

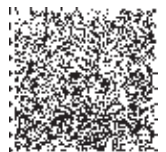
(計画策定:昭和58年6月、告示:平成7年4月1日 世田谷区告示第112号)

●地区計画

(都市計画決定告示:平成4年1月16日 世田谷区告示第7号)

●新たな防火規制

(施行:平成25年5月1日 東京都告示第430号)





● 昭和51年度(1976年度)北沢三・四丁目地区の街づくりがはじまりました

世田谷区では、昭和51年度(1976年度)に、区東部の市街地について既成市街地再整備基本調査を行いました。その結果、北沢三・四丁目地区は、木造の建築物が密集し狭い道路が多いなど、万一災害が発生した場合に大きな被害を受ける恐れがあることがわかりました。

区では、昭和54年(1979年)、「世田谷区基本計画」において重点地区に指定し、建築物の建替えなどをきっかけとして、可能なところから徐々に改善していく方法(修復型街づくり)で街づくりに取り組むことにしました。

● 平成4年(1992年)「北沢三・四丁目地区地区計画」を決定しました

「地区街づくり計画」策定後の次のステップとして、「地区計画」を導入しました。

アンケートの実施やさまざまな場での話し合いを重ね、平成4年(1992年)1月、道路整備や建築物の建て方のルールを都市計画法に基づく地区計画として決定しました。

平成28年(2016年)3月、世田谷区街づくり条例第20条第2項の規定により、北沢三・四丁目地区の一番街本通り沿道北側の「商業地区」を対象に、一番街本通り沿道南側の「下北沢駅周辺地区地区計画」と同様の制限を導入することとした「地区計画等の素案の申出」がありました。

商店街の一体的な街並みの形成などを目的とした申出の内容が、「世田谷区都市整備方針」における街づくりの方針等と整合が図られていると判断し、地区の特性に応じた土地の合理的な利用及び形態等を備えた建築物の建替えを適切に誘導するために、平成29年(2017年)6月、商業地区約1.0haの区域について、いわゆる街

北沢三・四丁目地区地区街づくり計画

● 北沢三・四丁目地区の街づくりの基礎となる計画図

「地区街づくり計画」は、災害に強く快適な住環境の形成をめざして、地区の将来像、道路、公園・広場整備、建築物の改善などの基本方針を示したもので、将来にわたる街づくりの基礎となるものです。